

<記入例：特別徴収継続…納税者が転勤先で引き続き給与所得に係る特別徴収を行う方法>

提出用 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(1) 異動があった場合はすみやかに提出してください。 ◎指定番号と宛名番号を必ず記入してください。

前勤務先が記入してください。

御注意

黒のボールペン又はペンで記入してください。転勤再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。新勤務先では、中・中後(転勤等)による特別徴収届出書の事項を記入し、また、徴収台帳への記入等必要な手続きを済ませてください。いわき市へ提出してください。一括徴収に代わって、通常給与の支払から差し引くことができなかった残りの税額を(ウ)未徴収税額に記入してください。※印の欄は、届出者において記入する必要はありません。

納入する月と月分をまちがえないように記入してください。

異動する前に聞いて記入してください。

新勤務先が記入してください。

税額通知書に記載されている番号を記入してください。

異動後の未徴収税額の徴収方法は必ず記入してください。

前勤務先が記入してください。

新しい勤務先へは、月割額 1,000 円を 12 月分から徴収し 納入するよう連絡済みです。

(3) 給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合又は一括徴収できない場合の理由を記入してください。(1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、原則一括徴収することが義務づけられています。)

一括徴収の理由

一括徴収できない理由(1/1から4/30までの退職者等)

異動事由

課税すべき年度

処理

担当 確認

いわき市のあて先 〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地 いわき市役所財政部市民税課 電話0246-22-7426・7427 Fax0246-22-7588 (この用紙はノーカーボンです)